

## 台湾向けに輸出される食品等に関する産地証明書交付に係る事務処理要領

(目的)

**第1条** 「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規定（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）」別表2の別紙 ZZ-S1「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱（令和4年2月21日更新）」に基づき、栃木県における台湾向けに輸出される食品に関して添付が義務付けられている産地証明書の発行要件及び手続を定める。

(対象食品等)

**第2条** 産地証明書発行の対象となる食品等は、栃木県内で生産、最終加工され、台湾に輸出される食品等（酒類を除く。）とする。

(申請者)

**第3条** 産地証明書は 次に掲げる要件に該当する食品等に対して発行する。

- (1) 栃木県が産地の農産物であること。
  - (2) 栃木県において最終的に加工された食品であること。
- 2 産地証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る食品の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書等の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

(産地証明書の申請手続)

**第4条** 水産物を除く食品等の産地証明書の発行を申請する者は、第1号から第3号まで及び必要に応じて第4号又は第5号に掲げる書類を、別表1に掲げる申請受付・発行担当課の長（以下「発行担当課長」という。）へ提出する。

- (1) 産地証明申請書（別記様式1）
- (2) 必要事項を記入した輸出に係る産地証明書案（別記様式2）  
ただし、品目数が複数の場合は、別記様式2の（description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight）の欄に、See Annex と記載し、別記様式2の別添に必要事項を記入したものを添付すること。
- (3) 前号の記載事項を確認することができる書類（別表2の確認項目の欄に掲げる項目ごとに別表2の確認書類の欄に掲げるもの）
- (4) 輸出者が作成した委任状（別記様式3）（申請者が輸出者の場合は不要とする。）
- (5) 確認書（別記様式4）（申請者が生産者又は製造者の場合は不要とする。）

2 水産物の産地証明書の発行を申請する者は、第1号から第3号まで及び必要に応じて第4号から第6号までに掲げる書類を別表1に掲げる発行担当課長へ提出する。

- (1) 産地証明申請書（別記様式1）
  - (2) 必要事項を記入した輸出に係る産地証明書案（別記様式2）  
ただし、品目数が複数の場合は、別記様式2の（description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight）の欄に、See Annexと記載し、別記様式2の別添に必要事項を記入したものを添付すること。
  - (3) 前号の記載事項を確認することができる書類（インボイス、パッキングリスト等）
  - (4) 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類
  - (5) 製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し
  - (6) 輸出者が作成した委任状（別記様式3）（申請者が輸出者の場合は不要とする。）
- 3 前2項の規定による書類の提出は、別表1に掲げる申請受付・発行担当課へ持参、郵送又はeメールにより行うものとする。
- 4 申請受付及び産地証明書の発行は、発行担当課長が行う。
- 5 発行担当課長は、第1項又は第2項により提出を受けた各書類の内容を確認し、問題がないと認める場合は、第1項第2号又は第2項第2号の産地証明書案の内容を偽造防止用紙に転記した上で、署名押印することにより産地証明書を発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書等に関する不正の疑いがある場合には、産地証明書の発行を留保することとする。
- 6 発行担当課長は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施するものとする。
- 7 申請者が郵送での産地証明書の交付を希望する場合、送付に要する経費は、申請者が負担することとする。

（偽造防止用紙の管理）

**第5条** 発行担当課長は、偽造防止用紙を受払兼管理簿（別記様式5）により管理する。

#### 附 則

この要領は、令和4（2022）年2月21日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

(別表1) 申請受付・発行担当課等

食品等	申請受付・発行担当課	備考
農産物	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 窓口 農政部経済流通課 農産物ブランド推進班輸 出促進担当</li><li>・ 住所 〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 12 階</li><li>・ 電話番号 028-623-2299</li><li>・ ファックス番号 028-623-2301</li><li>・ Email brand-yusyutu@pref.tochigi.lg.jp</li></ul>	<p>農産物には畜産物及び水産物を含む。</p> <p>台湾向け輸出の場合、ほとんどの農産物は植物検疫証明書や衛生証明書が必要。産地証明書はこれらの書類で代替可能。</p>
加工食品（酒類を除く）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 窓口 産業労働観光部国際経済課国際戦略推進担当</li><li>・ 住所 〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 6 階</li><li>・ 電話番号 028-623-2195</li><li>・ ファックス番号 028-623-2199</li><li>・ Email senryaku@pref.tochigi.lg.jp</li></ul>	

(別表2)

	確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できれば良い)
輸出貨物等	①インボイスの番号 ②商品名、数量、重量及び包装形態 ③出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名 ④輸出業者の名称及び所在地 ⑤輸入業者の名称及び所在地 ⑥具体的な商品	●B/L（船荷証券）若しくはAWB（航空運送状）又はインボイス（送り状） ●パッキングリスト ●積戻し許可通知書 ●輸入許可通知書 ●商品ラベルのコピーや商品の写真
産地	生産・加工施設の名称・所在地	●商品ラベルのコピーや写真 ●販売者名及び製造所固有記号の記載がある商品表示、製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面（注1） ●納品書等（注2）及び営業許可証等 ●取引先又は申請者本人による確認書（様式4）

注1：製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面が入手できない場合においては、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を含む。

注2：取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類（インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書）を含む。

注3：申請者が生産者・製造者の場合には確認書は不要とする